



平成21年5月21日から

裁判員制度が始まります

☎ 水戸地方裁判所 (☎029-224-8408)

裁判員制度とは

国民から選ばれる裁判員が、刑事裁判に参加する制度です。6人の裁判員と3人の裁判官が、ともに刑事裁判に立ち会い、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかを判断します。

皆さんが、裁判に参加することによって、裁判が身近になり、司法に対する理解と信頼が深まることが期待されます。

制度などは詳しくは、裁判員ホームページ(<http://www.saibanin.courts.go.jp/>)でも確認できます。



裁判風景 (イメージ)

裁判員候補者名簿に記載された方には通知と調査票が届きます

裁判員候補者名簿に載った方には、11月29日(土)から12月10日(水)ごろまでに名簿に記載されたことの通知(名簿記載通知)と調査票を送付します。

この通知は、翌年に裁判員を選任するための手続を行う期日に裁判所にお越しいただくためのお知らせ(呼出状)が届く可能性があることを事前にお伝えし、あらかじめ心づもりをしていただくためのものです。通知が届いた時点では、まだ具体的な事件の裁判員候補者に選ばれたわけではありませんので、すぐに裁判所にお越しいただく必要はありません。

調査票では、①裁判員になることができない職業に就いているかどうか(就職禁止事由の有無)、②1年を通しての裁判員の辞退希望の有無とその理由、③月の大半にわたって裁判員となることが特に困難な特定の月がある場合、2か月を上限として、その特定の月の辞退希望の有無とその理由をお尋ねします。

裁判員になることができない方や裁判に出席するのが難しい方などが、裁判員候補者として選ばれることのないようにする調査ですので、ご協力ください。

県内では…

来年1年間に必要な裁判員候補者を7600人(うち市では365人)と決定し、その方たちに名簿記載通知を送ります。(年間予想件数を114件、一つの事件に呼び出される候補者を100人とし、5～12月の8か月で計算した人数)

県内の選挙人名簿登録者は6月現在で約242万4000人で、約319人に1人が選ばれる計算です。

裁判員が選ばれるまでの流れ

1 裁判員候補者名簿を作成します
選挙権のある方の中から、翌年の裁判員候補者となる方を毎年くじで選び、裁判所ごとに裁判員候補者名簿を作ります。

2 候補者への通知・調査票の送付

3 事件ごとにくじで、裁判員候補者が選ばれます。
事件ごとに、①の名簿の中からくじでその事件の裁判員候補者を選びます。

4 選任手続期日のお知らせ(呼出状)・質問票の送付

5 裁判所で、候補者の中から裁判員を選ぶための手続が行われます。
裁判長から、辞退希望がある場合の理由などについて質問されます。

6 裁判員が選ばれます。

12月10日まで

裁判の当日